

# 第 1 章 ごみ処理基本計画策定の概要

---

## 第 1 節 計画策定の目的

---

秩父広域市町村圏組合（以下「本組合」という）では、平成 14 年 3 月にごみ処理基本計画（以下「前計画」という）を策定し、①リサイクルシステムの推進、②生活環境の保全、③住民への協力要請を基本方針に掲げ、構成各市町と連携して資源化の推進と適正なごみの処理・処分に努めてきました。

平成 12 年度に施行された「循環型社会形成推進基本法」を契機に、ごみ処理事業は生活環境の保全と公衆衛生の向上のみならず、発生抑制、再使用、リサイクルの推進へと大きく主眼を転換しています。「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）において、減量化や資源化の数値目標も示されました。平成 20 年 3 月には「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、さらに一步進んだ循環型社会と低炭素社会<sup>※1</sup>の構築がうたわれ、行政による適正な処理処分はもとより、住民、事業者それぞれの責務を明確にするとともに、数値目標を掲げて三者協力してごみの発生抑制と資源化を推進する仕組みづくりが求められています。

このような背景から国の目指す循環型社会・低炭素社会の形成に向けて、ごみの発生抑制や資源化のための目標と基本的な施策を定め、廃棄物の適正な処理処分を計画的に実行していくために「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 第 2 節 計画の位置づけ

---

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条に基づいて策定するもので、本組合において長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本的方向を示すものです。本計画の策定に当たっては、国、県の計画及び構成各市町の総合振興計画等と整合を図ります。

---

※1 地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの 1 つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。廃棄物処理の分野では、直接的には焼却処理量の削減により二酸化炭素の発生量を削減し、間接的には焼却により発生するエネルギーを有効に活用することにより発電所等他での二酸化炭素の発生量の削減に貢献します。

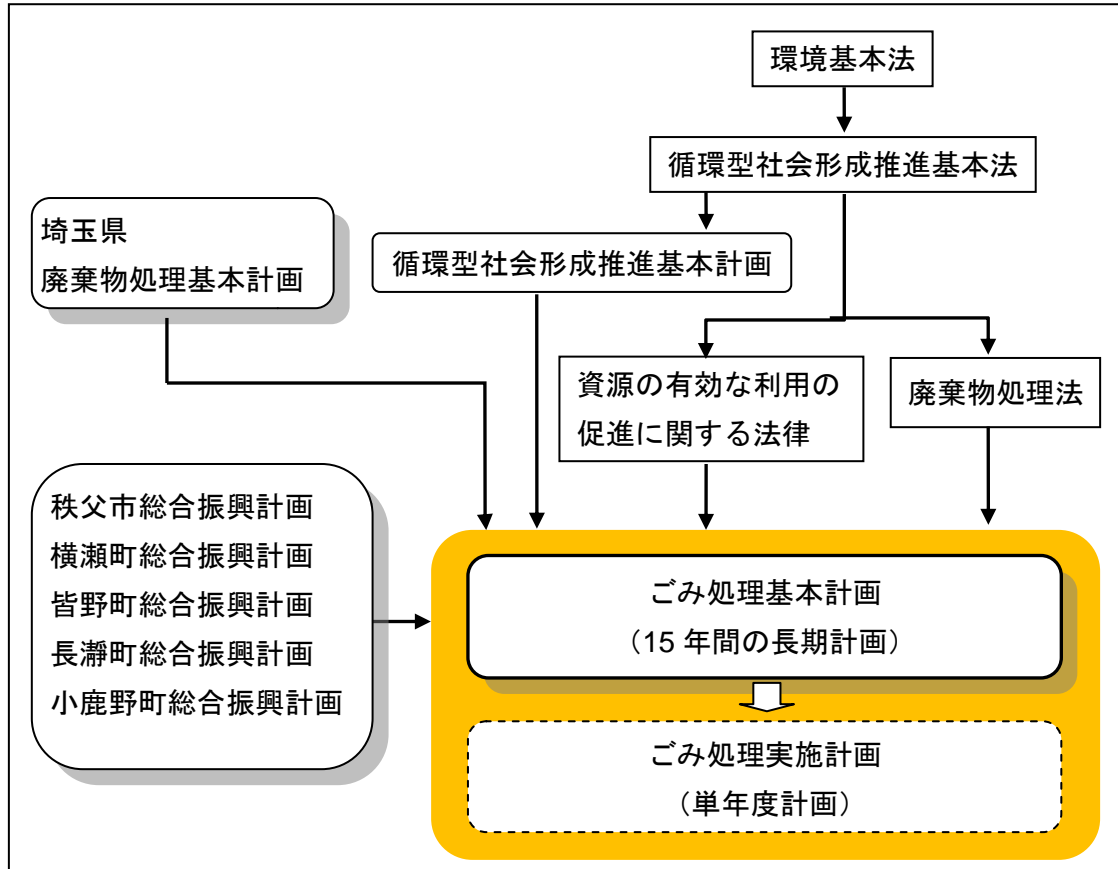


図 1-2-1 ごみ処理基本計画の位置づけ

### 第 3 節 計画の対象範囲

本計画は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1 市 4 町から発生する一般廃棄物（ごみ）の、収集・運搬及び処理（中間処理・最終処分・資源化）を対象とします。

### 第 4 節 計画の期間

本計画は、平成 23 年度を初年度とし、平成 37 年度を最終年度とする向こう 15 年間の長期計画とします。なお、平成 28 年度を中間目標年とし、計画の進捗状況を確認するものとします。また、社会経済情勢等の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

## 第5節 用語の定義

---

本計画で用いる用語の定義は以下のとおりとします。

①総ごみ発生量	集団回収量、収集ごみ量（家庭系ごみ量）、直接搬入ごみ量（事業系ごみ量）の合計（組合圏域で発生した不要物の総量）
②総ごみ排出量	収集ごみ量、直接搬入ごみ量の合計（組合で処理するごみの総量）
③ 集 団 回 収 量	構成市町で実施している資源回収事業によって回収された資源物 量
④家庭系ごみ量	家庭から排出されたごみの量（収集ごみ量）
⑤事業系ごみ量	事業所から排出された一般廃棄物の量（直接搬入ごみ量）
⑥ 総 資 源 化 量	③集団回収量+中間処理後の資源化量（分別収集した資源ごみ量 を含む）
⑦ 最 終 処 分 量	埋立処分対象量
一人1日当たり の総ごみ発生量	$\text{①総ごみ発生量} \div \text{人口} \div 365 \text{日} \times 1,000,000$ [g/人・日]
リサイクル率	$\text{⑥総資源化量} \div \text{①総ごみ発生量} \times 100$ [%]
最 終 処 分 率	$\text{⑦最終処分量} \div \text{①総ごみ発生量} \times 100$ [%]